

第 2 3 期香川海区漁業調整委員会 委員募集要項

1 募集人数

15人

うち10人 漁業者委員（香川県内に住所又は事業所を有する漁業者又は漁業従事者※）

5人 { 学識委員（資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者）
中立委員（海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に利害関係を有しない者）

※1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。

2 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

3 主な職務内容

海区漁業調整委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第2項の規定により設置が義務付けられている行政委員会であり、漁業全般に関する事項を処理します。

海区漁業調整委員会の所掌としては主に以下の項目があります。

- ・香川県資源管理方針に関する答申
- ・海区漁場計画、漁業権の免許、漁業調整規則の制定等に関する答申
- ・漁業許可の基準に関する答申
- ・漁場の使用、水産動植物の採捕等に関する制限又は禁止等の指示 など

4 委員報酬

日額と月額併用

日額28,000円（会長にあっては30,000円）

月額10,000円（会長にあっては12,000円）

5 募集方法（推薦と応募）

- （1）推薦 漁業者又は漁業者が組織する団体その他の関係者が推薦をする方法
- （2）応募 自らが委員に応募をする方法

6 推薦を受ける者及び応募をする者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とし、海区委員の任命予定日において、次の各号のいずれにも該当する者となります。

- （1）香川県に住所又は事業所を有する者。ただし、学識委員及び中立委員にあっては、特別の事情があるときはこの限りではない。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないもの

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ①年齢満 18 歳未満の者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 提出書類

所定の様式に必要事項を記入の上、香川県農政水産部水産課まで持参又は郵送若しくは電磁的方法により提出して下さい。

- (1) 推薦の場合の提出書類（第 1 号様式から第 6 号様式までのいずれか及び第 7 号様式）
 - 【第 1 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（漁業者委員）推薦書（個人推薦用）
 - 【第 2 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（学識委員）推薦書（個人推薦用）
 - 【第 3 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（中立委員）推薦書（個人推薦用）
 - 【第 4 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（漁業者委員）推薦書（法人・団体推薦用）
 - 【第 5 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（学識委員）推薦書（法人・団体推薦用）
 - 【第 6 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（中立委員）推薦書（法人・団体推薦用）
 - 【第 7 号様式】香川海区漁業調整委員推薦承諾書
 - (2) 応募の場合の提出書類（第 8 号様式から第 10 号様式までのいずれか）
 - 【第 8 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（漁業者委員）応募申込書
 - 【第 9 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（学識委員）応募申込書
 - 【第 10 号様式】香川海区漁業調整委員会委員（中立委員）応募申込書
- ※各様式は県水産課ホームページでダウンロード可能

8 受付期間

令和 6 年 9 月 17 日（火）から同年 10 月 16 日（水）午後 5 時まで（必着）

9 推薦及び応募の際の注意事項

- (1) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 139 条第 2 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 45 条の規定に基づき、住所を除いた推薦及び応募の書面の記載事項については、県水産課ホームページにより推薦及び募集の期間中及び終了後において公表しますのであらかじめご了承ください。
- (2) 公表予定日
 - 【中間経過】令和 6 年 10 月 3 日（木）
 - 【最終結果】令和 6 年 10 月 17 日（木）

10 候補者の選考について

- (1) 提出された書類をもとに、委員候補者選定委員会を開催し、選定基準に基づき評価し、公正に選出します。
- (2) 次期香川海区漁業調整委員の候補者となった場合、令和 7 年 2 月県議会定例会に任命の同

意見案及び参考資料（氏名・生年月日・本籍・現住所・学歴・職歴等を記載したもの）が提出されます。

11 その他の注意事項等

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 推薦・応募に係る経費は、推薦者及び応募者の負担となります。
- (3) 海区委員と兼職を禁止されている職にある者（教育委員等）で、任命予定日以降その職を辞する意思が無い者は次期香川海区漁業調整委員の候補者としませんのでご留意下さい。
- (4) 提出書類に記入された事項の確認を行うため、必要に応じて調査を行う場合があります。
- (5) 次期香川海区漁業調整委員の候補者となった場合、経歴事項（氏名・生年月日・本籍・現住所・学歴・職歴等を記載したもの）、経歴事項が確認できる書類の写し及び顔写真を別途提出していただきます。
- (6) 経歴事項（氏名・生年月日・本籍・現住所・学歴・職歴等を記載したもの）は、議会の参考資料として公表されます。また、顔写真は、ホームページへの掲載や報道機関等への提供を行う場合があります。

12 推薦・応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県農政水産部水産課漁業調整室資源管理グループ

（香川県庁本館18階）

TEL 087-832-3477（直通）

県水産課ホームページ <https://www.pref.kagawa.lg.jp/suisan/>